

(1) 算出方法

算出基準

① 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等を利用する区間

→ 通用期間が支給単位期間（6箇月を限度）である定期券の価額

② ①に掲げる以外の普通交通機関等を利用する区間

→ その使用が最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券等の通勤回数21回分（交替制勤務に従事する職員等にあっては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額（端数切捨）

（通勤手当規則第8条）

算定例

① 回数券の運賃等の額の計算方法

(ア) 200円区間、200円×21枚→価格4,000円

$$\frac{4,000\text{円}}{21\text{枚}} \times 21\text{枚} \times 2 = 8,000 \quad (7,999.999\cdots \text{とはならない})$$

※ 電卓での計算は、乗算するものを先に行い、その後除算を行わないと誤差が生ずる場合があるので注意すること。（以下同じ。）

(イ) 180円区間、150円券×20枚+30円券×5枚→価格3,000円

$$\frac{180\text{円} \times 3,000\text{円}}{(150\text{円} \times 20\text{枚} + 30\text{円} \times 5\text{枚})} \times 21\text{回} \times 2 = 7,200$$

(ウ) 160円区間、160円券×21枚+60円券×1枚→価格3,000円

$$\frac{160\text{円} \times 3,000\text{円}}{(160\text{円} \times 21\text{枚} + 60\text{円} \times 1\text{枚})} \times 21\text{回} \times 2 = 5,894.736\cdots$$

(エ) 220円区間、200円券×5枚+100円券×1枚→価格1,000円
(運賃支払いの際に現金を併用しなければならない場合)

$$\left(\left(\frac{200\text{円} \times 1,000\text{円}}{200\text{円} \times 5\text{枚} + 100\text{円} \times 1\text{枚}} \right) + 20\text{円} \right) \times 21\text{回} \times 2 = 8,476.363\cdots$$

② プリペイドカードの運賃等の額の計算方法

(ア) 240円区間

・定期券→（1箇月）10,080円…a

1箇月当たりの運賃等相当額

（3箇月）28,730円 → 9,576.66…b

・カード→10,000円（利用額11,500円）・5,000円（利用額5,500円）
3,000円（利用額3,300円）・1,000円（利用額1,100円）

1箇月当たりの運賃等 240円×21回×2=10,080円
10,080円≤11,500円であるので、カード価格5,000円で算出

$$240\text{円} \times \frac{5,000\text{円}}{5,500\text{円}} \times 21\text{回} \times 2 = 9,163.63\cdots \cdots c$$

1箇月当たりの運賃等相当額→(a)>(b)>(c)

通勤手当額 9,163円

算定例

③ 利用に応じて割引があるICカード乗車券（SAPICA）

(ア) 210円区間(北海道中央バス)

○ 定期券→(1箇月) 9,070円…a

$$\begin{array}{l} \text{1箇月当たりの運賃等相当額} \\ (\text{3箇月}) 25,850\text{円} \xrightarrow{\hspace{1cm}} 8,616\text{円…b} \end{array}$$

- 1か月あたりの通勤回数21回
- ICカード乗車券→運賃の3%を還元
- 1年間で最も多くの月で適用される運賃等相当額を適用する
- 1回の乗車で付与されるポイント
 $210\text{円} \times 3 / 100 = 6.3 = 6\text{ポイント}$ (小数点以下切捨て)

○ 1か月目

• 累計ポイント

1回目乗車後6ポイント、2回目乗車後12ポイント…34回目乗車後204ポイント、35回目乗車後210ポイントとなり、35回目の乗車により累計ポイントが区間料金210円以上となる。

36回目の乗車はポイントが利用されることになり、新たなポイントは付与されず、乗車後は210ポイント-210円=0ポイントとなる。

37~42回目の乗車はそれぞれ6ポイント付与され、36ポイントが翌月に繰越しとなる。

• 1か月目の運賃等相当額8,820円-210円(ポイント利用分)=8,610円

○ 2か月目

• 累計ポイント

1ヶ月目から36ポイントが繰り越され、1回目乗車後42ポイント、2回乗車後48ポイント…28回目乗車後204ポイント、29回目乗車後210ポイントとなり、累計ポイントが210円以上となる。

30回目の乗車はポイントが利用されることになり、新たにポイントは付与されず、乗車後は、210ポイント-210円=0ポイントとなる。

31~42回の乗車はそれぞれ6ポイント付与され、72ポイントが翌月に繰越しとなる。

• 2ヶ月目の運賃等相当額8,820円-210円(ポイント利用分)=8,610円

○ 3ヶ月目以降も同様に算出

1か月目	8,610円	2か月目	8,610円	3か月目	8,610円
4か月目	8,610円	5か月目	8,610円	6か月目	8,400円
7か月目	8,610円	8か月目	8,610円	9か月目	8,610円
10か月目	8,610円	11か月目	8,610円	12か月目	8,400円

運賃等相当額…、8,610円(1年間で最も多くの月で適用される額)…c

1か月あたりの運賃等相当額 → (a) > (b) > (c)

通勤手当額 8,610円

才 通勤手当の特例

特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等を利用して通勤する職員については、次のとおり特例の手当額を支給します。

(ア) 適用の要件

適用の要件

注1

アの(ア)又は(イ)に掲げる職員のうち特別急行列車等を利用して通勤するもので、次の要件の全てを満たす場合に支給されます。

注2

① 異動等に伴い、所在する地域を異にする学校に在勤することになったことにより、当該異動等の直前の住居から通勤することになった職員
(条例第10条の2の4第3項)

② 特別急行列車等を利用しない場合の通勤距離が、60km以上又は通勤時間が90分以上となった職員
(通勤手当規則第10条)

③ 特別急行列車等での利用による通勤事情の改善が、次のいずれかに該当するものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担する職員
注4

a 通勤時間が30分以上短縮されるもの

b 特別急行列車等（高速自動車国道等の有料道路を除く。以下同じ。）を利用する事により、始業時刻前1時間以内に勤務庁に到着できる場合で、特別急行列車等を利用しない場合の住居出発時刻から利用する場合の住居出発時刻までの時間が30分以上短縮され、かつ、特別急行列車等を利用する場合の通勤時間が利用しない場合の通勤時間以下であるもの

c 特別急行列車等を利用するため勤務庁を出発する時刻が、終業時刻後1時間以内の特別急行列車等を利用することにより、特別急行列車等を利用する場合の住居到着時刻から利用しない場合の住居到着時刻までの時間が30分以上短縮され、かつ、特別急行列車等を利用する場合の通勤時間が利用しない場合の通勤時間以下であるもの

(条例第10条の2の4第3項、通勤手当規則第12条、通勤手当運用第12条関係)

注1 「特別急行列車等」とは、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等をいいます。

2 「異動等」とは、学校を異にする異動又は在勤する学校の移転をいいます。ただし、期限付職員が学校を異にして引き続き本採用又は期限付職員となった場合は「異動等」にあたらないため、通勤手当の特例の対象となりません。

3 異動等の後に転居した場合には、特別急行列車等の利用経路に変更が生じない住居等を含みます。

4 「特別料金等」とは、特別急行列車等の利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいいます。

(イ) 支給額

支給単位期間につき、次表に定める額+ウの(ア)から(イ)までの額

1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額	支 給 額
20,000円以下	支給単位期間の特別料金等の額×1/2
20,000円を超えるとき	20,000円×(支給単位期間の月数)

(条例第10条の2の4第3項)

注 高速自動車国道利用者でETCを利用する場合、ETC利用料金（通勤割引の適用を受ける場合は割引後の利用料金）を算出基礎とし、ETCマイレージ制度の利用の有無にかかわらず割引を利用した場合の額での算出となります。

(ウ) 権衡職員等

次に掲げる職員についても、(ア)の要件を満たす職員との権衡上この特例が適用されます。

権衡職員等

- ① 人事交流等により給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする学校に在勤することとなったことにより、当該適用の直前の住居（適用の後に転居した場合には、特別急行列車等の利用経路に変更が生じない住居等を含む。）から通勤することとなった職員で、(ア)の②、③に該当する職員
- ② 配偶者（配偶者がいない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことによる单身赴任手当が支給されないこととなった職員で、(ア)の③に該当する職員
- ③ 異動・移転に伴い住居を移転したことのある職員で、過去6年以内において当該異動等の直前に居住していた住居（特別急行列車等の利用経路に変更が生じない住居等を含む。）に再び転居し、当該住居から通勤することとなった職員で(ア)の②、③に該当する職員
(条例第10条の2の4第4項、通勤手当規則第16条、通勤手当運用第16条関係)

力 兼務職員の通勤

兼務校がある場合は、「兼務教員に係る通勤手当の支給について」（昭和49年3月26日付け教給第1027号教育長通達）によることが基本となります。事業によっては、この通知により難い場合もあるので、「新しいかたちの学びの授業力向上推進事業」については、別途取扱いが定められています。

これらの事業で、兼務を命ぜられて他の学校に勤務する兼務職員の兼務校への勤務開始日を事実の生じた日として取り扱い、また、土日（週休日）に関わらず兼務校勤務が終了した翌日を終了の事実の生じた日として取り扱いますが、勤務の形態や通勤の実情（住居、通勤経路、通勤方法又は担する運賃等の額等）の変更がある場合は、変更が生じた日が事実発生日となり、それぞれ通勤届提出が必要となります。兼務を命ぜられた時点で既に本務校に係る通勤手当を受給している場合も兼務に係る通勤届が必要となります。

(ア) 添付書類

道立学校

- ・兼務校から発出される兼職の依頼書
- ・本務校から発出される兼職の承諾書
- ・兼務の予定がわかるもの
(時間割・年間の予定表等)

市町村立学校

- ・兼務の予定がわかるもの
(時間割・年間の予定表等)

(1) 支給額（自動車等使用の場合）

本務校において通勤手当を受給していない場合

$$\begin{array}{l} \text{住居から} \quad \text{一週間にお} \\ \text{兼務校まで} \times \text{ ける通勤回数 } \times 43\text{週} \div 12\text{月 (1位未満切捨て)} \\ \text{の距離} \qquad \qquad \qquad 21\text{日} \end{array}$$

本務校において通勤手当を受給している場合、本務校の通勤方法や経路によって計算が異なりますので、通知を確認のうえ不明な点はお問い合わせください。

「新しいかたちの学びの授業力向上推進事業」等の場合

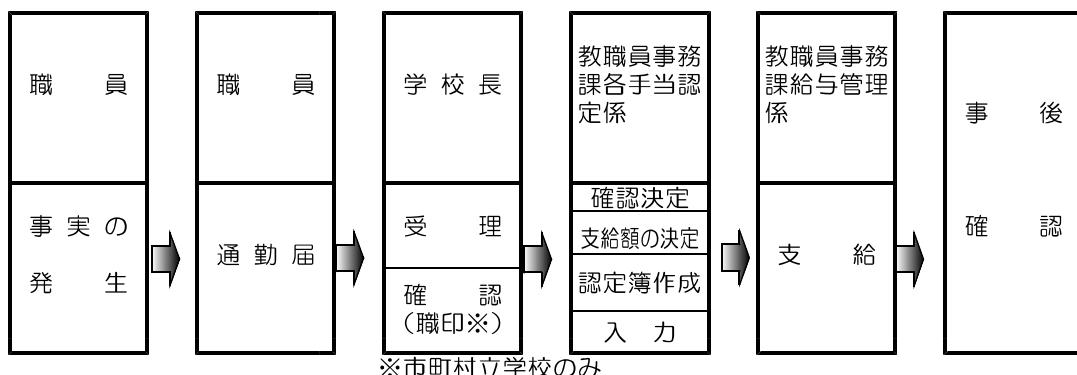
例) 一週間（5日間）のうち3回（月、水、金）本務A校（自宅～本務校A間 5.2km）①
一週間（5日間）のうち1回（火） 兼務B校（自宅～兼務校B間 1.8km）②
一週間（5日間）のうち1回（木） 兼務C校（自宅～兼務校C間 3.6km）③

① $5.2\text{km} \times 3 / 5 = 3.12\text{km}$
② $0\text{km} \times 1 / 5 = 0\text{km}$ ※徒歩2km未満は支給対象外のため〇で計上
③ $3.6\text{km} \times 1 / 5 = 0.72\text{km}$

①+②+③=3.84 km (小数点以下1位未満切捨て) 通勤距離3.8 kmで認定

3) 支給方法

ア 支給手続



イ 届出が必要な場合

(7) 新たに（2）のアの職員である要件を具備した場合

(1) 任命権者又は勤務校を異にして異動した場合

(2) （2）のアの職員が、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更した場合又は負担する運賃等の額に変更があった場合

（通勤手当規則第3条、通勤手当運用第3条関係）